

法令および定款に基づくインターネット開示事項

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

事業報告

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

連結計算書類

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

計算書類

株主資本等変動計算書

個別注記表

上記の事項につきましては、法令および定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (https://www.hepco.co.jp/corporate/ir/stock_info/stock_info-04.html) に掲載することにより、株主のみなさまにご提供しております。

北海道電力株式会社

事業報告

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社の業務の適正を確保するための体制に関する基本方針は、次のとおりです。

1. 業務の適正を確保するための体制に関する基本方針

会社法及び会社法施行規則に基づき「業務の適正を確保するための体制に関する基本方針」を次のとおり定め、この方針に基づき、効率的かつ公正・透明な事業活動を推進する。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・取締役会を原則として毎月1回開催し、重要な業務執行に関する意思決定を行うとともに、取締役から業務執行状況の報告を受け、取締役の職務の執行を相互に監督する。
- ・役付執行役員（取締役）等で構成する業務執行会議を原則として毎週1回開催し、グループ経営全般に関する方針、計画並びに業務執行に関する重要事項を審議する。
- ・執行役員制度を採用して、取締役の意思決定・監督機能を強化し、あわせて業務執行の迅速化、効率化を図る。
- ・コンプライアンスに関する方針や行動規範を定め、取締役自ら率先して実践する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役の職務執行に係る情報について、保存期間・場所及び管理方法等を定めた社内規範に基づき、文書又は電磁的記録により適切に保存・管理する。

(3) リスク管理に関する規程その他の体制

- ・事業運営に関するリスクについて、経営方針やこれに基づく業務運営計画等で明確化し、方針管理サイクルのなかで適切に管理する。
- ・リスク管理に関する委員会を置き、各部等におけるリスクやその対応状況を把握するとともに、指導・調整を行い、全社におけるリスクを横断的に管理する。
- ・非常災害等の発生に備え、対応組織・情報連絡体制等について社内規範に定めるとともに、防災訓練等を実施する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役会等において、グループ経営方針等を定め、方針管理サイクルのもとで業務を執行する。
- ・迅速な意思決定や効率的な業務執行を図るため、指揮監督系統や各職位の責任・権限、業務処理の手続き等を社内規範において明確化するとともに、情報システムを適切に活用する。

- ・効率性向上の観点から業務執行の状況を把握し、改善を図るため、内部監査部門による監査を実施する。

(5) 従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・コンプライアンスに関する委員会を置き、従業員教育・研修の実施等を通じて方針や行動規範の徹底を図るとともに、法令及び企業倫理等の遵守、不正防止の全社的活動を推進する。また、コンプライアンスに関する相談窓口を置き、適切に運用する。
- ・法令等遵守の観点から業務執行の状況を把握し、改善を図るため、内部監査部門による監査を実施する。

(6) 当社及び子会社からなる企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ・当社とグループ各社は、グループ経営方針、グループ運営に関する規範に基づき、報告等を通じて密接な連携のもと業務を執行する。
- ・当社とグループ各社は、グループのコンプライアンス等に関する方針を共有する。また、グループ各社は、リスク管理、取締役の職務の執行が効率的に行われること、取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合すること等、業務の適正を確保するための体制・仕組みを整備し、適切に運用する。

(7) 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

- ・監査役の職務を補助する専任組織を置き、必要な人員を配置する。

(8) 監査役の職務を補助すべき従業員の取締役からの独立性及び監査役の指示の実効性の確保に関する事項

- ・監査役の職務を補助する従業員は、監査役の指揮監督のもとで職務を執行するものとし、その人事異動等については、事前に監査役と協議する。

(9) 当社の取締役及び従業員並びに子会社の取締役、監査役及び従業員が当社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ・当社の取締役及び従業員は、法令に定められる事項に加え、当社の社内規範に基づき、重要な業務執行に関する事項について、当社の監査役に定期的若しくは都度報告する。
- ・グループ各社の取締役、監査役及び従業員は、法令に定められる事項に加え、グループで共有する規範に基づき、重要な業務執行に関する事項について、当社の監査役に定期的若しくは都度報告する。
- ・監査役に報告した者が、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けることがないよう適切に対応する。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・ 監査役から取締役等の職務執行状況の聴取や重要な決裁書類の閲覧等を求められた場合は、速やかにこれに応じる。
- ・ 監査役から職務の執行について生ずる費用等の請求を受けた場合は、その費用等が職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、これを負担する。
- ・ 内部監査部門は、内部監査結果の報告等、監査役への情報提供を適切に行う。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制に関する基本方針に基づく運用状況の概要は、次のとおりです。

取締役会を当年度 13 回開催し、重要な業務執行に関する意思決定を行うとともに、取締役から業務執行の報告を受け、取締役の職務の執行を相互に監督しています。また、役付執行役員（取締役）等で構成する業務執行会議を当年度 52 回開催し、グループ経営全般に関する方針、計画並びに業務執行に関する重要事項の審議を行っています。

このほか、リスク管理については、リスク管理委員会においてリスク項目及び対策の見直しを審議し、経営方針等の管理サイクルのなかで、リスクの体系的な把握、対応方針の立案、実施の確認等を行っています。またコンプライアンスについては、社長を委員長とする企業倫理委員会のもと、従業員教育・研修の実施等を通じて「ほくでんグループCSR行動憲章」や「コンプライアンス行動指針」の徹底を図り、事業活動における法令・企業倫理等の遵守、不正防止に向けた全社活動を推進しています。

当社グループにおける業務の適正を確保するための体制については、当社とグループ各社においてコンプライアンス等に関する方針を共有するとともに、グループ経営方針、グループ運営に関する規範に基づき、報告等を通じて密接な連携のもと業務を執行しています。

取締役の職務執行に関しては、監査役（5名のうち3名が社外監査役）が、監査役会で定めた監査の方針等に基づき、取締役会等の重要な会議への出席、取締役等からの職務執行状況の聴取、重要な決裁書類等の閲覧、業務及び財産の調査等により監査しています。また監査役の監査業務を支援する専任スタッフを配置しています。

内部監査部門には、専任スタッフを配置し、業務執行の効率性、適法性等に係る内部監査及び財務報告に係る内部統制の評価を行う体制を敷いています。内部監査部門は、グループ会社に対する内部監査を含め、監査結果等について、社長に報告するほか、監査役へ報告を行っています。

連結株主資本等変動計算書

2018年 4月 1日から2019年 3月31日まで

(単位 百万円)

	株 主 資 本					その他の包括利益累計額			非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当連結会計年度 期首残高	114,291	46,750	58,611	△18,197	201,456	3,398	△3,442	△44	11,578	212,991
当連結会計年度 変動額										
新株の発行	23,500	23,500			47,000					47,000
資本金から剰余金 への振替	△23,500	23,500			—					—
剰余金の配当			△2,813		△2,813					△2,813
親会社株主に帰属 する当期純利益			22,357		22,357					22,357
自己株式の取得				△47,603	△47,603					△47,603
自己株式の処分		△0		0	0					0
自己株式の消却		△47,596		47,596	—					—
非支配株主との 取引に係る親会社 の持分変動		△0			△0					△0
株主資本以外 の項目の当該 連結会計年度 変動額(純額)						△1,983	△1,477	△3,461	△53	△3,515
当連結会計年度 変動額合計	—	△597	19,544	△5	18,940	△1,983	△1,477	△3,461	△53	15,425
当連結会計年度 末残高	114,291	46,153	78,155	△18,203	220,397	1,414	△4,919	△3,505	11,524	228,417

連 結 注 記 表

2018年 4月 1日から
2019年 3月31日まで

I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社数 9社

連結子会社名は、北海電気工事(株)、北海道計器工業(株)、北電興業(株)、北海道パワーエンジニアリング(株)、苫東コールセンター(株)、ほくでんエコエナジー(株)、ほくでんサービス(株)、北海道総合通信網(株)、ほくでん情報テクノロジー(株)である。

(2) 非連結子会社の名称等

非連結子会社名は、北電総合設計(株)、(株)ほくでんアソシエ、北海道レコードマネジメント(株)、(株)アイテスである。

非連結子会社は、その総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等の規模等からみて重要性が乏しいため連結の範囲から除外している。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社数 2社

持分法適用の非連結子会社名は、北電総合設計(株)、(株)ほくでんアソシエである。

(2) 持分法適用の関連会社 1社

持分法適用の関連会社名は、石狩LNG棧橋(株)である。

石狩LNG棧橋(株)は、2018年4月2日に設立したことに伴い、当連結会計年度から持分法適用会社を含めている。

(3) 持分法を適用していない非連結子会社（北海道レコードマネジメント(株)他）及び関連会社（(株)ネクシス他）はそれぞれ連結純損益及び連結利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性が乏しいため持分法の適用範囲から除外している。

なお、(株)札幌ネクシスは(株)ネクシスに商号変更している。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

(イ) 満期保有目的の債券・・・償却原価法（定額法）

(ロ) その他有価証券

時価のあるもの・・・期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの・・・移動平均法による原価法

② たな卸資産・・・主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっている。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産は主として定率法、無形固定資産は定額法によっている。

耐用年数等は法人税法に規定する基準によっている。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売掛債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、破産更生債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

② 濁水準備引当金

濁水による損失に備えるため、電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）附則第16条第3項の規定により、なおその効力を有するものとして読み替えて適用される同法第1条の規定による改正前の電気事業法（昭和39年法律第170号）第36条の定める基準によって計算した限度額を計上している。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 退職給付に係る会計処理方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上している。

(イ) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、主として給付算定式基準によっている。

(ロ) 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理している。

数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理している。

② 原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に要する拠出金の計上方法

原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に要する費用は、「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律」（平成28年法律第40号、以下「改正法」という。）第4条第1項に基づき、原子力発電所の運転に伴い発生する使用済燃料の量に応じて算定した拠出金を営業費用として計上している。なお、使用済燃料再処理機構（以下「機構」という。）に拠出金を納付することにより原子力事業者の費用負担の責任が果たされ、機構が再処理等を実施することとなる。また、機構に対する拠出金には改正法第2条の規定による使用済燃料の再処理関連加工に係る拠出金が含まれており、使用済燃料再処理関連加工仮勘定に計上している。

2005年度の使用済燃料再処理等引当金に係る計上基準変更に伴い生じた差異については、「電気事業会計規則等の一部を改正する省令」（平成28年経済産業省令第94号）附則第4条に基づき、2019年度までの間、毎連結会計年度均等額1,668百万円を使用済燃料に係る拠出金として営業費用に計上している。

③ 特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法

「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用し、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」（平成元年通商産業省令第30号）に基づき、原子力発電施設解体費の総見積額を発電設備の見込運転期間にわたり定額法により費用計上する方法によっている。

ただし、エネルギー政策の変更や安全規制の変更等に伴って原子炉を廃止する場合に、発電事業者の申請に基づき経済産業大臣の承認を受けたときは、特定原子力発電施設の廃止日の属する月から起算して10年が経過する月までの期間にわたり、定額法で費用計上することとなる。

④ 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

⑤ 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用している。

II. 会計方針の変更に関する注記

(会計方針の変更)

特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法は、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）第8項を適用し、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」（平成元年通商産業省令第30号）に基づき、原子力発電施設解体費の総見積額を発電設備の見込運転期間に安全貯蔵予定期間を加えた期間にわたり、定額法により費用計上する方法によっていたが、2018年4月1日に「原子力発電施設解体引当金に関する省令等の一部を改正する省令」（平成30年経済産業省令第17号）が施行され、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」が改正されたため、同施行日以降は、見込運転期間にわたり定額法により費用計上する方法に変更している。

ただし、エネルギー政策の変更や安全規制の変更等に伴って原子炉を廃止する場合に、発電事業者の申請に基づき経済産業大臣の承認を受けたときは、特定原子力発電施設の廃止日の属する月から起算して10年が経過する月までの期間にわたり、定額法で費用計上することとなる。

これにより、従来の方法に比べて、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益がそれぞれ1,616百万円減少している。また、原子力発電設備及び資産除去債務がそれぞれ15,159百万円増加している。

III. 表示方法の変更に関する注記

1. 連結貸借対照表

前連結会計年度において、繰延税金資産は投資その他の資産と流動資産に区分して表示していたが、当連結会計年度の期首から、「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を適用し、投資その他の資産の区分に表示することに変更した。

2. 連結損益計算書

前連結会計年度において、営業外収益の「その他」に含めて表示していた「物品売却益」は、金額の重要性が増したため、当連結会計年度から独立掲記することに変更した。

なお、前連結会計年度の営業外収益の「その他」に含まれる「物品売却益」は、259百万円である。

IV. 連結貸借対照表に関する注記

1. 担保資産及び担保付債務

(1) 当社の総財産は、社債及び㈱日本政策投資銀行からの借入金の一般担保に供している。（1年以内に償還・返済すべき金額を含む。）

<担保付債務>

社債	750,000百万円
㈱日本政策投資銀行借入金	127,860百万円

(2) 当社の長期投資の一部には、北海道外での発電事業参画に伴う出資先における金融機関からの借入金の担保として、質権が設定されている。

<質権が設定されている資産>

長期投資（株式）	108百万円
----------	--------

2. 有形固定資産の減価償却累計額

2,972,497百万円

3. 保証債務等

日本原燃㈱の借入金に対する保証債務	37,541百万円
財形住宅融資による従業員の借入金に対する連帯保証債務	5,244百万円

4. 湯水準備引当金は、電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）附則第16条第3項の規定により、なおその効力を有するものとして読み替えて適用される同法第1条の規定による改正前の電気事業法（昭和39年法律第170号）第36条の規定に基づく引当金である。

V. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末における発行済株式の総数

普通株式数	215,291,912株
B種優先株式数	470株

2. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中に行った配当

2018年6月27日開催の定時株主総会において、次のとおり決議した。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	1,027百万円
一株当たりの配当額	5円
基準日	2018年3月31日
効力発生日	2018年6月28日

A種優先株式の配当に関する事項

配当金の総額	1,786百万円
一株当たりの配当額	3,800,000円
基準日	2018年3月31日
効力発生日	2018年6月28日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2019年6月26日開催の定時株主総会の議案として、次のとおり提案する。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	2,055百万円
配当金の原資	利益剰余金
一株当たりの配当額	10円
基準日	2019年3月31日
効力発生日	2019年6月27日

B種優先株式の配当に関する事項

配当金の総額	1,410百万円
配当金の原資	利益剰余金
一株当たりの配当額	3,000,000円
基準日	2019年3月31日
効力発生日	2019年6月27日

VI. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

電気事業を行うための設備投資計画等に基づいて、必要な資金を社債の発行や金融機関からの借入れにより調達することとしており、一時的な余資は短期の預金等で運用することとしている。また、短期的な運転資金を銀行からの借入れやコマーシャル・ペーパーの発行により調達することとしている。

デリバティブ取引は、事業活動の中で生じる市場価格の変動によるリスクを回避又は軽減することを目的として行い、将来の市場価格の変動による価格差から生じる利益獲得を目的とした投機手段としての取引は行わないこととしている。

有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動によるリスクや発行体の信用リスクに晒されているが、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握している。

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されているが、電気供給約款等に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行っている。

長期借入金の一部は変動金利であり、金利の変動によるリスクに晒されているが、大部分は固定金利で調達していることから、当該リスクは限定的と考えられる。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日である。

また、社債、借入金、コマーシャル・ペーパー及び営業債務は、流動性リスクに晒されているが、月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理している。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていない。（(注2)参照）

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額 (*1)	時 価 (*1)	差 額
(1) 有価証券 (*2)			
その他有価証券	10,748	10,748	—
(2) 現金及び預金	71,725	71,725	—
(3) 受取手形及び売掛金	76,539	76,539	—
(4) 社債 (*3)	(750,000)	(763,214)	13,214
(5) 長期借入金 (*3)	(578,102)	(595,144)	17,041
(6) 短期借入金	(52,370)	(52,370)	—
(7) コマーシャル・ペーパー	(20,000)	(20,000)	—
(8) 支払手形及び買掛金	(41,042)	(41,042)	—

(*1) 負債に計上されているものについては、()で示している。

(*2) 連結貸借対照表上「長期投資」に計上している。

(*3) 連結貸借対照表上「1年以内に期限到来の固定負債」に計上しているものを含む。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

(1) 有価証券

株式は取引所の価格によっており、債券等は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっている。

(2) 現金及び預金、並びに (3) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(4) 社債

市場価格によっている。

(5) 長期借入金

変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっている。固定金利によるものは、元利金の合計額を、新規に同様の借入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定している。

(6) 短期借入金、(7) コマーシャル・ペーパー、並びに(8) 支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	28,497
出資証券	690
その他	2

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積るには過大なコストを要すると見込まれる。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「(1) 有価証券 その他有価証券」には含めていない。

VII. 一株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 一株当たり純資産額 | 819円83銭 |
| 2. 一株当たり当期純利益 | 101円93銭 |

VIII. 重要な後発事象に関する注記

(送配電部門の法的分離に伴う分社化(会社分割))

当社は、2019年4月25日開催の取締役会において、2020年4月における送配電部門の法的分離に伴う分社化について、2020年4月1日に、当社が営む一般送配電事業及び離島における発電事業等を会社分割の方法によって「北海道電力送配電事業分割準備株式会社」に承継させることを決議し、2019年4月25日、承継会社との間で吸収分割契約を締結した(以下、この会社分割を「本件吸収分割」という。)

本件吸収分割の効力発生については、2019年6月26日開催予定の第95回定時株主総会において関連議案が承認可決されること及び関係官庁から事業の遂行に必要な承認が得られることが前提条件となる。

1. 本件吸収分割の目的

当社は、2015年6月に改正された電気事業法(2020年4月1日施行)に基づき、送配電事業部門を別会社化(以下、「法的分離」という。)する。

法的分離の実施にあたっては、送配電事業の中立性確保や安定供給の維持を大前提に、グループの総合力・効率性を発揮できる業務運営体制を構築する観点から、当社はコーポレート機能(グループにおける本社機能)及び発電・小売電気事業を保有する事業持株会社となり、送配電事業を行う子会社(当社の100%出資会社)を設置する。

送配電事業部門については、2018年4月の社内分社化により「送配電カンパニー」を設置し、法的分離を見据えた業務運営を実施しており、法的分離の実施によって送配電ネットワークの中立性を一層高めるとともに、引き続き、設備保全の適切な実施により電力の安定供給を確保しつつ、効率的な事業運営により低廉な託送料金の実現を図っていく。

発電事業部門及び小売電気事業部門については、法的分離後も当社が事業を運営し、経営資源を効率的に活用しつつ、発電事業と小売電気事業が一体となって競争力の確保・強化に取り組むことにより、両事業の利益拡大を図っていく。

当社は、こうした事業運営体制の構築を通じて、法的分離後も引き続き責任あるエネルギー供給の担い手としての役割を全うしつつ、グループ全体の企業価値の持続的な向上を目指していく。

2. 本件吸収分割の要旨

- (1) 本件吸収分割の日程

吸収分割契約承認取締役会（当社）	2019年4月25日
吸収分割契約承認取締役決定（承継会社）	2019年4月25日
吸収分割契約締結	2019年4月25日
吸収分割契約承認臨時株主総会（当社）	2019年6月26日（予定）
吸収分割契約承認臨時株主総会（承継会社）	2019年6月26日（予定）
吸収分割効力発生日	2020年4月1日（予定）
- (2) 本件吸収分割の方式
当社を分割会社とし、当社の100%子会社である北海道電力送配電事業分割準備株式会社を承継会社とする吸収分割である。
- (3) 本件吸収分割に係る割当ての内容
本件吸収分割に際し、承継会社は、普通株式1,215万200株を発行し、それらをすべて当社に対して割当て交付する。
- (4) 分割会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い
当社は新株予約権及び新株予約権付社債を発行していない。
- (5) 本件吸収分割により増減する資本金
当社の資本金に変更はない。
- (6) 承継会社が承継する権利義務
承継会社は、当社との間で締結した2019年4月25日付の吸収分割契約の定めに従い、当社が営む一般送配電事業、離島における発電事業及びこれらに附帯関連する事業に関して有する権利義務を効力発生日に承継する。
なお、本件吸収分割により承継会社が承継する債務については、免責的債務引受の方法により引き受けるものとする。
また、当社の既存の一般担保付社債に係る債務等については、承継会社は承継しないが、承継会社が発行する一般担保付社債を当社が引き受ける仕組みを講じることにより、社債権者等の権利の保護を図っていく。
- (7) 債務履行の見込み
当社及び承継会社ともに、本件吸収分割後も資産の額が負債の額を上回ることが見込まれること、現在のところ、本件吸収分割後に負担する債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は想定されていないことから、本件吸収分割後における当社及び承継会社の債務履行の見込みについては、問題ないと判断している。

3. 本件吸収分割の当事会社の概要

3-1 分割会社（2019年3月31日現在）

(1) 商号	北海道電力株式会社	
(2) 所在地	札幌市中央区大通東1丁目2番地	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 真弓 明彦	
(4) 事業内容	電気事業 等	
(5) 資本金	114,291百万円	
(6) 設立年月日	1951年5月1日	
(7) 発行済株式数	215,292,382株	
(8) 決算期	3月31日	
(9) 大株主及び持株比率	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） 6.87% 株式会社北洋銀行 4.97% 日本生命保険相互会社 3.52% 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口） 2.88% 北海道電力従業員持株会 2.11%	
(10) 直前事業年度の財政状態及び経営成績（2018年度（連結））		
純資産	228,417百万円	
総資産	1,954,981百万円	
1株当たり純資産	819.83円	
売上高	752,238百万円	
営業利益	42,217百万円	
経常利益	30,181百万円	
親会社株主に帰属する当期純利益	22,357百万円	
1株当たり当期純利益	101.93円	

3-2 承継会社（2019年4月1日現在）

(1) 商号	北海道電力送配電事業分割準備株式会社	
(2) 所在地	札幌市中央区大通東1丁目2番地	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 藤井 裕	
(4) 事業内容	事業を行っていない。	
(5) 資本金	10百万円	
(6) 設立年月日	2019年4月1日	
(7) 発行済株式数	200株	
(8) 決算期	3月31日	
(9) 大株主及び持株比率	北海道電力株式会社 100%	
(10) 直前事業年度の財政状態及び経営成績		
純資産	10百万円	
総資産	10百万円	
1株当たり純資産	50,000円	
売上高	—	
営業利益	—	
経常利益	—	
親会社株主に帰属する当期純利益	—	
1株当たり当期純利益	—	

（注）承継会社は、2019年4月1日に設立されており、直前事業年度が存在しないため、（10）直前事業年度の財政状態及び経営成績については、その設立日における純資産、総資産及び1株当たり純資産のみを記載している。

4. 分割する事業部門の概要

(1) 分割する部門の事業内容

一般送配電事業、離島における発電事業及びこれらに附帯関連する事業

(2) 分割する部門の経営成績（2018年度）

	分割対象事業の 売上高(a)	当社単体の 売上高(b)	比率(a/b)
一般送配電事業、離島における発電事業及びこれらに附帯関連する事業	65,634百万円	721,278百万円	9.1%

(注) 外部売上高を記載している。

(3) 分割する資産、負債の項目及び金額（2019年3月31日現在）

資産		負債	
項目	金額	項目	金額
固定資産	642,893百万円	固定負債	20,664百万円
流動資産	27,185百万円	流動負債	41,903百万円
合計	670,078百万円	合計	62,568百万円

(注) 上記の金額は、2019年3月31日現在の当社の貸借対照表を基準として算出しているため、実際に承継される金額は、上記金額に効力発生日までの増減を加除した数値となる。

5. 本件吸収分割後の当社の状況（2020年4月1日現在（予定））

	分割会社
(1) 商号	北海道電力株式会社
(2) 所在地	札幌市中央区大通東1丁目2番地
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 藤井 裕
(4) 事業内容	電気事業 等
(5) 資本金	114,291百万円
(6) 決算期	3月31日

6. 本件吸収分割後の承継会社の状況（2020年4月1日現在（予定））

	承継会社
(1) 商号	北海道電力ネットワーク株式会社 (2020年4月1日付で、現在の「北海道電力送配電事業分割準備株式会社」から商号を変更する予定である)
(2) 所在地	札幌市中央区大通東1丁目2番地
(3) 代表者の役職・氏名	現時点で決まっていない。
(4) 事業内容	一般送配電事業、離島における発電事業 等
(5) 資本金	10,000百万円
(6) 決算期	3月31日

7. 今後の見通し

当社は、コーポレート機能及び発電・小売電気事業を保有する事業持株会社として、引き続き上場を維持する予定である。

なお、本件吸収分割が当社の連結業績に与える影響は軽微である。

IX. その他の注記

(特別損失の内容)

平成30年北海道胆振東部地震の発生に伴い、苫東厚真発電所や送配電設備の復旧に要した費用及び資機材等の輸送に関する費用などを災害特別損失に計上している。

株主資本等変動計算書

2018年 4月 1日から2019年 3月31日まで

(単位 百万円)

	株 主 資 本											評 価 ・ 換 算 等 差 額	純 資 産 計	
	資 本 金	資 本 剰 余 金				利 益 剰 余 金				自 己 株 式	株 主 資 本 計			そ の 他 有 価 値 証 券 額
		資 本 金	資 本 剰 余 金	そ の 他 剰 余 金	資 本 剰 余 金 計	利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 計					
当 事 業 年 度 期 首 残 高	114,291	—	46,749	46,749	749	120	23,481	24,351	△18,197	167,195	3,020	170,215		
当 事 業 年 度 変 動 額														
新 株 の 発 行	23,500	23,500		23,500						47,000		47,000		
資 本 金 か ら の 振 替	△23,500		23,500	23,500						—		—		
準 備 金 か ら の 振 替		△23,500	23,500	—						—		—		
特 定 災 害 防 止 準 備 金 の 積 立						6	△ 6	—		—		—		
剰 余 金 の 当 配					281		△ 3,094	△ 2,813		△ 2,813		△ 2,813		
当 期 純 利 益							20,233	20,233		20,233		20,233		
自 己 株 式 の 取 得									△47,603	△47,603		△47,603		
自 己 株 式 の 分 配			△ 0	△ 0					0	0		0		
自 己 株 式 の 消 却			△47,596	△47,596					47,596	—		—		
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 該 事 業 年 度 変 動 額 (純 額)											△ 1,930	△ 1,930		
当 事 業 年 度 変 動 額 合 計	—	—	△ 597	△ 597	281	6	17,131	17,419	△ 5	16,816	△ 1,930	14,885		
当 事 業 年 度 末 残 高	114,291	—	46,152	46,152	1,031	126	40,613	41,770	△18,203	184,011	1,089	185,101		

個 別 注 記 表

2018年 4月 1日から
2019年 3月31日まで

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの … 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの … 移動平均法による原価法

(2) 貯蔵品 … 石炭、燃料油、ガス、バイオマス燃料及び一般貯蔵品は総平均法、特殊品は個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっている。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産は定率法、無形固定資産は定額法によっている。

耐用年数等は法人税法に規定する基準によっている。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売掛債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、破産更生債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理している。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理している。

(3) 濁水準備引当金

濁水による損失に備えるため、電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）附則第16条第3項の規定により、なおその効力を有するものとして読み替えて適用される同法第1条の規定による改正前の電気事業法（昭和39年法律第170号）第36条の定める基準によって計算した限度額を計上している。

4. その他貸借対照表等の作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理方法

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっている。

(2) 原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に要する拠出金の計上方法

原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に要する費用は、「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律」（平成28年法律第40号、以下「改正法」という。）第4条第1項に基づき、原子力発電所の運転に伴い発生する使用済燃料の量に応じて算定した拠出金を営業費用として計上している。なお、使用済燃料再処理機構（以下「機構」という。）に拠出金を納付することにより原子力事業者の費用負担の責任が果たされ、機構が再処理等を実施することとなる。また、機構に対する拠出金には改正法第2条の規定による使用済燃料の再処理関連加工に係る拠出金が含まれており、使用済燃料再処理関連加工仮勘定に計上している。

2005年度の使用済燃料再処理等引当金に係る計上基準変更に伴い生じた差異については、「電気事業会計規則等の一部を改正する省令」（平成28年経済産業省令第94号）附則第4条に基づき、2019年度までの間、毎事業年度均等額1,668百万円を使用済燃料に係る拠出金として営業費用に計上している。

(3) 特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法

「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用し、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」（平成元年通商産業省令第30号）に基づき、原子力発電施設解体費の総見積額を発電設備の見込運転期間にわたり定額法により費用計上する方法によっている。

ただし、エネルギー政策の変更や安全規制の変更等に伴って原子炉を廃止する場合に、発電事業者の申請に基づき経済産業大臣の承認を受けたときは、特定原子力発電施設の廃止日の属する月から起算して10年が経過する月までの期間にわたり、定額法で費用計上することとなる。

(4) 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

(5) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用している。

II. 会計方針の変更に関する注記

(会計方針の変更)

特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法は、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）第8項を適用し、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」（平成元年通商産業省令第30号）に基づき、原子力発電施設解体費の総見積額を発電設備の見込運転期間に安全貯蔵予定期間を加えた期間にわたり、定額法により費用計上する方法によっていたが、2018年4月1日に「原子力発電施設解体引当金に関する省令等の一部を改正する省令」（平成30年経済産業省令第17号）が施行され、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」が改正されたため、同施行日以降は、見込運転期間にわたり定額法により費用計上する方法に変更している。

ただし、エネルギー政策の変更や安全規制の変更等に伴って原子炉を廃止する場合に、発電事業者の申請に基づき経済産業大臣の承認を受けたときは、特定原子力発電施設の廃止日の属する月から起算して10年が経過する月までの期間にわたり、定額法で費用計上することとなる。

これにより、従来の方針に比べて、当事業年度の営業利益、当期経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ1,616百万円減少している。また、原子力発電設備及び資産除去債務がそれぞれ15,159百万円増加している。

III. 表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表)

前事業年度において、繰延税金資産は投資その他の資産と流動資産に区分して表示していたが、当事業年度の期首から、「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を適用し、投資その他の資産の区分に表示することに変更した。

IV. 貸借対照表に関する注記

1. 担保資産及び担保付債務

(1) 当社の総財産は、社債及び(株)日本政策投資銀行からの借入金の一般担保に供している。(1年以内に償還・返済すべき金額を含む。)

<担保付債務>

社債	750,000百万円
(株)日本政策投資銀行借入金	127,860百万円

(2) 長期投資の一部には、北海道外での発電事業参画に伴う出資先における金融機関からの借入金の担保として、質権が設定されている。

<質権が設定されている資産>

長期投資(株式)	108百万円
----------	--------

2. 有形固定資産の減価償却累計額	2,861,889百万円
-------------------	--------------

3. 保証債務等

日本原燃(株)の借入金に対する保証債務	37,541百万円
財形住宅融資による従業員の借入金に対する連帯保証債務	5,244百万円

4. 関係会社に対する長期金銭債権	13,956百万円
関係会社に対する短期金銭債権	2,577百万円
関係会社に対する長期金銭債務	1,207百万円
関係会社に対する短期金銭債務	31,654百万円

5. 損益計算書に記載されている附帯事業に係る固定資産の金額

光ファイバ心線貸し事業	専用固定資産	13百万円
	他事業との共用固定資産の配賦額	247百万円
	合計	261百万円
不動産賃貸事業	専用固定資産	71百万円
	他事業との共用固定資産の配賦額	1百万円
	合計	71百万円
ガス供給事業	専用固定資産	1百万円
	他事業との共用固定資産の配賦額	72百万円
	合計	72百万円

6. 湯水準備引当金は、電気事業法等の一部を改正する法律(平成26年法律第72号)附則第16条第3項の規定により、なおその効力を有するものとして読み替えて適用される同法第1条の規定による改正前の電気事業法(昭和39年法律第170号)第36条の規定に基づく引当金である。

V. 損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引による取引高	費用	77,600百万円
	収益	1,479百万円
関係会社との営業取引以外の取引高		1,916百万円

VI. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の数	9,782,389株
------------------	------------

VII. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産		
繰越欠損金		69,733百万円
減価償却費損金算入限度超過額		14,562百万円
資産除去債務否認額		11,105百万円
その他		<u>15,900百万円</u>
繰延税金資産小計		111,301百万円
評価性引当額		<u>△70,870百万円</u>
繰延税金資産合計		40,430百万円
繰延税金負債		
資産除去債務相当資産		△7,457百万円
その他有価証券評価差額金		△422百万円
その他		<u>△49百万円</u>
繰延税金負債合計		△7,929百万円
繰延税金資産の純額		<u>32,501百万円</u>

VIII. リースにより使用する固定資産に関する注記

リースにより使用している固定資産の主なものは業務設備に相当するものである。

IX. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	当事業年度末残高
子会社	北海電気工事(株)	所有 直接52.32% 間接0.20%	電気・電気通信工事の委託	建設工事の請負代ほか	25,865	関係会社 短期債務	7,076

取引条件及び取引条件の決定方針等

- 1 一般的取引と同様の条件で、市場価格等を勘案し、契約している。
- 2 取引金額及び期末残高には、消費税等が含まれている。

X. 一株当たり情報に関する注記

1. 一株当たり純資産額 665円13銭
2. 一株当たり当期純利益 91円59銭

XI. 重要な後発事象に関する注記

(送配電部門の法的分離に伴う分社化(会社分割))

当社は、2019年4月25日開催の取締役会において、2020年4月における送配電部門の法的分離に伴う分社化について、2020年4月1日に、当社が営む一般送配電事業及び離島における発電事業等を会社分割の方法によって「北海道電力送配電事業分割準備株式会社」に承継させることを決議し、2019年4月25日、承継会社との間で吸収分割契約を締結した(以下、この会社分割を「本件吸収分割」という。)

本件吸収分割の効力発生については、2019年6月26日開催予定の第95回定時株主総会において関連議案が承認可決されること及び関係官庁から事業の遂行に必要な承認が得られることが前提条件となる。

1. 本件吸収分割の目的

当社は、2015年6月に改正された電気事業法（2020年4月1日施行）に基づき、送配電事業部門を別会社化（以下、「法的分離」という。）する。

法的分離の実施にあたっては、送配電事業の中立性確保や安定供給の維持を大前提に、グループの総合力・効率性を発揮できる業務運営体制を構築する観点から、当社はコーポレート機能（グループにおける本社機能）及び発電・小売電気事業を保有する事業持株会社となり、送配電事業を行う子会社（当社の100%出資会社）を設置する。

送配電事業部門については、2018年4月の社内分社化により「送配電カンパニー」を設置し、法的分離を見据えた業務運営を実施しており、法的分離の実施によって送配電ネットワークの中立性を一層高めるとともに、引き続き、設備保全の適切な実施により電力の安定供給を確保しつつ、効率的な事業運営により低廉な託送料金の実現を図っていく。

発電事業部門及び小売電気事業部門については、法的分離後も当社が事業を運営し、経営資源を効率的に活用しつつ、発電事業と小売電気事業が一体となって競争力の確保・強化に取り組むことにより、両事業の利益拡大を図っていく。

当社は、こうした事業運営体制の構築を通じて、法的分離後も引き続き責任あるエネルギー供給の担い手としての役割を全うしつつ、グループ全体の企業価値の持続的な向上を目指していく。

2. 本件吸収分割の要旨

(1) 本件吸収分割の日程

吸収分割契約承認取締役会（当社）	2019年4月25日
吸収分割契約承認取締役決定（承継会社）	2019年4月25日
吸収分割契約締結	2019年4月25日
吸収分割契約承認定時株主総会（当社）	2019年6月26日（予定）
吸収分割契約承認臨時株主総会（承継会社）	2019年6月26日（予定）
吸収分割効力発生日	2020年4月1日（予定）

(2) 本件吸収分割の方式

当社を分割会社とし、当社の100%子会社である北海道電力送配電事業分割準備株式会社を承継会社とする吸収分割である。

(3) 本件吸収分割に係る割当ての内容

本件吸収分割に際し、承継会社は、普通株式1,215万200株を発行し、それらをすべて当社に対して割当て交付する。

(4) 分割会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

当社は新株予約権及び新株予約権付社債を発行していない。

(5) 本件吸収分割により増減する資本金

当社の資本金に変更はない。

(6) 承継会社が承継する権利義務

承継会社は、当社との間で締結した2019年4月25日付の吸収分割契約の定めに従い、当社が営む一般送配電事業、離島における発電事業及びこれらに附帯関連する事業に関して有する権利義務を効力発生日に承継する。

なお、本件吸収分割により承継会社が承継する債務については、免責的債務引受の方法により引き受けるものとする。

また、当社の既存の一般担保付社債に係る債務等については、承継会社は承継しないが、承継会社が発行する一般担保付社債を当社が引き受ける仕組みを講じることにより、社債権者等の権利の保護を図っていく。

(7) 債務履行の見込み

当社及び承継会社ともに、本件吸収分割後も資産の額が負債の額を上回ることが見込まれること、現在のところ、本件吸収分割後に負担する債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は想定されていないことから、本件吸収分割後における当社及び承継会社の債務履行の見込みについては、問題ないと判断している。

3. 本件吸収分割の当事会社の概要

3-1 分割会社（2019年3月31日現在）

(1) 商号	北海道電力株式会社	
(2) 所在地	札幌市中央区大通東1丁目2番地	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 真弓 明彦	
(4) 事業内容	電気事業 等	
(5) 資本金	114,291百万円	
(6) 設立年月日	1951年5月1日	
(7) 発行済株式数	215,292,382株	
(8) 決算期	3月31日	
(9) 大株主及び持株比率	日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) 6.87% 株式会社北洋銀行 4.97% 日本生命保険相互会社 3.52% 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) 2.88% 北海道電力従業員持株会 2.11%	
(10) 直前事業年度の財政状態及び経営成績（2018年度（連結））		
純資産	228,417百万円	
総資産	1,954,981百万円	
1株当たり純資産	819.83円	
売上高	752,238百万円	
営業利益	42,217百万円	
経常利益	30,181百万円	
親会社株主に帰属する当期純利益	22,357百万円	
1株当たり当期純利益	101.93円	

3-2 承継会社（2019年4月1日現在）

(1) 商号	北海道電力送配電事業分割準備株式会社	
(2) 所在地	札幌市中央区大通東1丁目2番地	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 藤井 裕	
(4) 事業内容	事業を行っていない。	
(5) 資本金	10百万円	
(6) 設立年月日	2019年4月1日	
(7) 発行済株式数	200株	
(8) 決算期	3月31日	
(9) 大株主及び持株比率	北海道電力株式会社 100%	
(10) 直前事業年度の財政状態及び経営成績		
純資産	10百万円	
総資産	10百万円	
1株当たり純資産	50,000円	
売上高	—	
営業利益	—	
経常利益	—	
親会社株主に帰属する当期純利益	—	
1株当たり当期純利益	—	

(注) 承継会社は、2019年4月1日に設立されており、直前事業年度が存在しないため、(10)直前事業年度の財政状態及び経営成績については、その設立日における純資産、総資産及び1株当たり純資産のみを記載している。

4. 分割する事業部門の概要

(1) 分割する部門の事業内容

一般送配電事業、離島における発電事業及びこれらに附帯関連する事業

(2) 分割する部門の経営成績（2018年度）

	分割対象事業の 売上高(a)	当社単体の売上高 (b)	比率(a/b)
一般送配電事業、離島における 発電事業及びこれらに附帯関連 する事業	65,634百万円	721,278百万円	9.1%

(注) 外部売上高を記載している。

(3) 分割する資産、負債の項目及び金額（2019年3月31日現在）

資産		負債	
項目	金額	項目	金額
固定資産	642,893百万円	固定負債	20,664百万円
流動資産	27,185百万円	流動負債	41,903百万円
合計	670,078百万円	合計	62,568百万円

(注) 上記の金額は、2019年3月31日現在の当社の貸借対照表を基準として算出しているため、実際に承継される金額は、上記金額に効力発生日までの増減を加除した数値となる。

5. 本件吸収分割後の当社の状況（2020年4月1日現在（予定））

	分割会社
(1) 商号	北海道電力株式会社
(2) 所在地	札幌市中央区大通東1丁目2番地
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 藤井 裕
(4) 事業内容	電気事業 等
(5) 資本金	114,291百万円
(6) 決算期	3月31日

6. 本件吸収分割後の承継会社の状況（2020年4月1日現在（予定））

	承継会社
(1) 商号	北海道電力ネットワーク株式会社 (2020年4月1日付で、現在の「北海道電力送配電事業分割 準備株式会社」から商号を変更する予定である)
(2) 所在地	札幌市中央区大通東1丁目2番地
(3) 代表者の役職・氏名	現時点で決まっていない。
(4) 事業内容	一般送配電事業、離島における発電事業 等
(5) 資本金	10,000百万円
(6) 決算期	3月31日

7. 今後の見通し

当社は、コーポレート機能及び発電・小売電気事業を保有する事業持株会社として、引き続き上場を維持する予定である。

なお、本件吸収分割が当社の連結業績に与える影響は軽微である。

XII. その他の注記

(特別損失の内容)

平成30年北海道胆振東部地震の発生に伴い、苫東厚真発電所や送配電設備の復旧に要した費用及び資機材等の輸送に関する費用などを災害特別損失に計上している。